

令和3年度 認可保育園・認定こども園（保育園部）
新規入園申込 必要書類一覧（2号・3号認定用）

番号	書類 確認欄	書類名	備考
1		教育・保育支給認定(現況)申請書 兼 利用調整申込書	世帯の現況を記入してください。 住民登録上別世帯（世帯分離）であっても、実態として同居であれば、祖父母等も 必ず 記入してください。記入していない場合、虚偽申請とみなす場合があります。 ※この書類のみ申込児童の人数分必要です。 （兄弟姉妹同時入園の場合、2枚以上必要です）
2		同意書 兼 誓約書	施設利用にあたっての同意および誓約事項です。
3		個人番号届出書 兼 確認同意書	同居の世帯員全員を記入してください。 ※本書類を提出することで、保護者が他市町村役場から取り寄せが必要な情報の取得を省略できる場合があります。（例：所得課税証明など）
4		児童情報連絡票	児童の情報を記入してください。
5		就労証明書 （または職業訓練校等の在学証明書）	申請者（保護者）及び配偶者の分が必要ですので、職場の雇用主に記入してもらってください。自営の方は、記入上の注意に従って、ご自分で記入してください。（就労によって収入を得ている証明となります。 （収入のない就労は、保育所入所における「働いている」状態とみなせない場合があります。）
☆		確定申告書 令和2年分 （確定申告書B 第一表の写し） ※～令和3年3月15日までに別途提出	「自営業の方」または「雇用主から源泉徴収票が発行されていない方」は、収入の大小に係らず 必ず 確定申告を行い、申告書の写しを添付してください。就労によって収入を得ている証明となります。 （収入のない就労は、保育所入所における「働いている」状態とみなせない場合があります。）
6		申立書	同居親族がいる場合など、この書類が必要です。就労及び就労以外のことをしている（求職中含む）など、「同居親族全員が自宅で子どもの保育ができない理由」などを詳しく記入してください。 注：60歳未満の同居親族全員分の「就労証明書」がある場合は、この書類の提出は不要です
☆		・母子手帳（写し） ・診断書（写し） ・介護保険被保険者証（写し） ・その他、市が提出を求める書類	「6申立書」の内容を証明するために、左記の書類を必ず添付してください。
☆		・児童扶養手当証書 または ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証	ひとり親家庭で、左記の証書を持っている場合は、写しを提出してください。この書類を提出しておく、と、保育料の軽減を受けられる場合があります。
☆		・特別児童扶養手当受給者証 ・障がい者手帳 ・療育手帳	申込児童が左記の手帳などを有している場合は、写しを提出してください。この書類を提出しておく、と、保育料の軽減を受けられる場合があります。
☆		第2子以降 3歳未満児 保育料免除・助成申請書 ※戸籍謄本の添付必須	申込児童が第2子以降3歳未満児である場合のみ、左記の書類を提出してください。児童が第2子以降であることの証明のために、戸籍謄本の添付が必要です。 令和3年度における3歳未満児は、平成30年4月2日以降の出生児を指します。

・1～5は、提出が必須である書類です。

・6および☆は、必要に応じて提出すべき書類です

・申し込み時点で臼杵市に住民票がない方は「転入前事前申立書」の提出が必要です。

<重要事項>

・「認定こども園の保育園部」をご希望の場合、事前に園へ入園願書を提出が必要な場合があります。